

令和5年度補正予算における省エネ支援策のGX要件

令和5年度補正予算で措置した省エネ支援策のうち、省エネ補助金（「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」）と高効率給湯器の導入支援については、GX 経済移行債を活用しています。

令和5年12月22日に公表された分野別投資戦略のp18「支援策の対象となる事業者に求めるコミットメントの考え方」にあるとおり、GX 経済移行債による支援策の対象となる事業者には、GXに関する相応のコミットメントを求ることとしています。

1. 省エネ補助金

○GX 経済移行債による支援策であるI類型・II類型に申請する事業者には、以下の取組の実施を表明していることを求める予定です。

①以下(i)～(iii)の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。(GXリーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなす。)ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本補助金により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。

(i) 国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関する排出削減目標を2025年度(当該年度及び2025年度までの複数年間)・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

(iii) サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を実施又は計画すること(例:上流事業者の排出量削減の取組支援、CFPの表示)。

②企業の成長(例:コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針を策定すること。

③必要な人材の確保に向けた取組(例:継続的な賃上げ)を進めること。

※GXリーグへの参加手続きの詳細は[こちら](#)をご確認ください。

○I類型・II類型で申請する事業者のうち、石炭・重油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う案件(例:石炭ボイラーからガスボイラーへの更新)を申請する事業者に対しては、以下のコミットメントを求める予定です。

将来的な化石燃料へのロックイン(利用の固定化)を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施すること。

※合成メタンについては、ガス供給事業者が設定する合成メタンを利用した料金メニューの契約などを通じて、申請事業者が明示的に合成メタンを導入する取組を想定。

※その他、省エネ法特定事業者（エネルギー使用量 1,500kWh/年以上）が省エネ補助金（I類型、II類型に限らず I類型～IV類型の全て）に申請する際は、省エネ法定期報告情報の開示制度への参画を宣言していることを要件とすることを検討中です。（参考：[令和5年11月29日省エネルギー一小委員会事務局資料](#)）

※今後の状況によって、上記要件は変更となる場合がございます。詳細は、後日補助金執行団体より公表される公募要領等をご参照ください。

2. 高効率給湯器の導入支援

製品登録の対象となる給湯器については、以下の取組の実施について表明する企業により製造されたものに限ります。

①以下（i）～（iii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。（GXリーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなす。）ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができる。

（i）国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度（当該年度及び2025年度までの複数年間）・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

（iii）サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を実施又は計画すること（例：上流事業者の排出量削減の取組支援、CFPの表示）。

②当該製品に関し、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

③必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

【問い合わせ先】

○省エネ補助金について

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

担当：渡邊、田島

電話番号：03-3501-1615（内線 4541～6）

E-MAIL：bzl-shouene-dounyushien@meti.go.jp

○高効率給湯器の導入補助について

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

担当：野間、宮崎

電話番号：03-3501-1615（内線 4541～6）

E-MAIL：bzl-kyuutouki-donyu@meti.go.jp

○GX 経済移行債による支援策の対象となる事業者に求めるコミットメントについて

経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 投資促進室

担当：根本、金子、村上

電話番号：03-3501-1511（内線 3367）

E-MAIL：bzl-s-gx-investment@meti.go.jp

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室

担当：折口・竹下・川島

電話番号：03-3501-1511（内線 3453）

E-MAIL：bzl-gxleague@meti.go.jp

※なお、GX リーグ加入に関するお問い合わせは下記の GX リーグ事務局までご連絡ください。

GX リーグ事務局（株式会社野村総合研究所 サステナビリティ事業コンサルティング部内）

E-MAIL：gx-league_2021_qa@nri.co.jp